

会 議 録

(6—1)

会議の名称		令和 6 年度第 1 回春日部市情報公開・個人情報保護審議会	
開 催 日 時		令和 6 年 8 月 8 日(木)	開 会 午後 1 時 3 0 分
			閉 会 午後 2 時 3 0 分
開 催 場 所		春日部市役所 本庁舎 3 階 3 0 1 会議室	
議長(会長)氏名		志村 信太郎	
出席者	委員氏名	(出席人数：7 人)	
		志村 信太郎、鹿江 陽介、伊藤 大河、大島 由美、	
		関根 豊、厚川 雅信、成瀬 敏之	
	説明者 その他	(出席人数：6 人)	
		健康課 健康づくり担当課長 前田 千恵	
		健康課 健康づくり担当主幹 今井 通継	
		指導課長 佐山 宏樹	
		指導課 教職員担当主幹 城島 清貴	
		商工振興課長 小川 和宏	
	事務局	商工振興課 商工振興担当主事 大島 祐美	
		(出席人数：4 人)	
		総務部長 宗広 則行	
総務部参事 小岩井 稔之			
市政情報課長 岡田 務			
市政情報課 市民相談・情報公開担当主査 桐原 毅			
次第及び公開、一部公開、非公開の区分	1 開会 2 あいさつ 3 事務局職員紹介 4 議事 (1) 報告第 1 号 保有個人情報の漏えい等について（公開） (2) 報告第 2 号 令和 5 年度春日部市情報公開制度・個人情報保護制度運用状況について（公開） (3) 報告第 3 号 保有個人情報の安全管理措置に関する取組状況について（公開） 5 閉会		
一部公開・非公開の場合はその理由	☐ 要綱第 3 条第 1 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 2 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 3 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 4 号該当：		
配 布 資 料	・次第 ・議案		

	・「春日部市の情報公開」
会議録の作製方法	☐ 録音テープ等を使用した全文記録
	☒ 録音テープ等を使用した要点記録
	☐ 要点記録
会議録署名の指定	会長が署名する。

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
司 会	【開会】 本日は、お忙しい中「春日部市情報公開・個人情報保護審議会」にご出席をいただき、ありがとうございます。本日、進行を務めさせていただきます、総務部市政情報課長の岡田でございます。よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。事前にお送りした会議資料一覧の通りとなりますが、すべてお揃いでしょうか。会議途中でも不足がありましたら、お声がけください。 それでは、ただ今より「令和6年度第1回春日部市情報公開・個人情報保護審議会」を開会いたします。 開会にあたり、志村会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長	《会長あいさつ》
司 会	事務局職員に異動がございましたので、紹介をさせていただきます。部長より順に、自己紹介させていただきます。
事 務 局	《事務局職員紹介》
司 会	続きまして、本日の出席委員でございますが、委員定数7名全員のご出席をいただいておりますので、春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例第5条第2項の規定により、本会議が成立していることをご報告いたします。 本日の会議は、春日部市附属機関等の会議の公開に関する要綱第3条に規定する「非公開とすることのできる会議」には該当しないため、すべて公開とさせていただきます。また、会議録の作成にあたっては、会長に署名をいただくこととしますが、ご異議はございませんか。 《異議なしの声》 それでは、これより、春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例第4条第2項の規定により、志村会長に議長をお願いしたいと存じます。志村会長、よろしくお願いいたします。

議 長	これより、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。事務局にお尋ねします。本日は、傍聴者の方はいらっしゃいますか。
事 務 局	本日の傍聴者は、ございません。
議 長	それでは、次第に沿って進行させていただきます。 【議事】 （１）報告第１号 保有個人情報の漏えい等について 報告第１号①及び②では、同じ委託業者が問題となったということなので、あわせて審議を進め、春日部市情報公開個人情報保護審議会条例第６条の規定に基づきまして、実施機関職員の出席説明を求めたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。
委 員	はい。
議 長	それでは、関係職員を会場へ誘導してください。 関係職員の方は、自己紹介をお願いします。
説 明 者	《説明者自己紹介》
議 長	それでは、説明をお願いします。
説 明 者	《報告第１号① 検診業務委託業者のシステムへの不正アクセスについて（健康課） 報告第１号② 教職員健康診断業務委託業者のシステムへの不正アクセスについて（指導課） に沿って説明》
議 長	只今の説明について、ご質問、ご意見はございますか。
委 員	ホームページに事案の掲載をしているということですが、①両部署とも同じページに掲載しているのですか、②掲載期間はどれ位ですか。
説 明 者	健康課は市のホームページに掲載しており、今現在も掲載中です。指導課は教育委員会のホームページに掲載しており、今現在も掲載中です。

委 員	公益財団法人埼玉県健康づくり事業団はどのような仕事をしているのですか。
説 明 者	県内で多数の自治体が健診業務を委託している団体です。バスなどで会社などを訪問し、そこで健診業務を実施しております。
委 員	健診結果のデータや、その管理などは、どういう形態で行われているのでしょうか。
説 明 者	報道によると公益財団法人埼玉県健康づくり事業団が不正アクセスを受けたということですが、管理形態についてまでは情報を持ち合わせておりません。
委 員	春日部市だけでなく他の団体も同じ状況ということですか。
説 明 者	県内かなりの団体がそうです。
委 員	この団体の選定はどのように決められているのでしょうか。
説 明 者	入札で決めています。
委 員	再発防止策ですけども、管理体制に関する報告書をもらう、または締結の際に適切な能力を有する委託先とするとあるのですが、どのような判断基準が適切と考えているのか、もしくはこれから各部署で話し合っ決めて決めるのかを教えてください。
説 明 者	乳がん検診については、3年間の契約で、今年が3年契約の1年目です。漏えいした時点では、今後も同じ業者と決まっておりますので、選定については次の契約に向けて考えることになります。能力の判断としては、例えばプライバシーマークを取得しているかといった点を入札条件とするかなど検討するつもりです。 報告については毎年出してもらいます。
委 員	委託先の話なので正直どうしようもないということがあると思うのですが、個人情報インターネットからアクセスできるような場所に置いておくこと自体が設計としてどうなのかなという疑問がありまして、業者選定の際に個人情報をインターネットから切り離れた場所に保管するとか、そういった要望を出すとかそれを確認するとかということを入れた方がいいと思います。

委 員	いろいろな検診を市のほうで主催していますが、今回はたまたまこの乳がん検診他 1 件となっています。他には何か委託してるものはないのでしょうか。
説 明 者	健康づくり事業団に委託しているのは乳がん検診だけになります。他のがん検診につきましては、別の業者に委託しています。
委 員	事務処理のためにデータを移すときにランサムウェアにやられるおそれがあるらしいですね。その辺をよくご覧になったらよいと思います。
議 長	その他、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。 よろしいですか。それではご質問、ご意見、概ねいただいたものと思われま。関係職員の方は、ご退席ください。 続きまして、春日部市プレミアム付商品券のホームページの件にうつります。関係職員を会場へ誘導してください。 関係職員の方は、自己紹介をお願いします。
説 明 者	《説明者自己紹介》
議 長	それでは、説明をお願いします。
説 明 者	《報告第 1 号③ 春日部市プレミアム付商品券の専用ホームページの応募フォームにおける他者情報の閲覧について（商工振興課）に沿って説明》
議 長	それでは、皆様何か、ご意見ご質問等おありでしょうか。
委 員	漏えい件数が 1 2 1 件というのはどうやって分かったのですか。
説 明 者	1 0 時開始前の 0 時から 8 時 3 0 分の間に、応募のあった件数となります。
委 員	本来だったらページを見ることのできない 1 0 時前に申し込んだ人がいたということですか。
説 明 者	はい。

委 員	自分が入力したものを間違えたときに修正ボタンを押すと思うのですが、修正するつもりで修正ボタンを押すと自分の前の人の情報が見えてしまった。どうしてそんなことになったのですか。
説 明 者	それがキャッシュ機能というもので、一個前のものが残っていてそこに戻ってしまうことになります。
委 員	一個前に戻ってしまう。逆に言うと１０時よりも前に公開してしまったということなんですけど、もし１０時に公開していたとしてもそこからまた同じことが起きたのではないですか。
説 明 者	おっしゃる通りです。そのまま１０時になっていたら、もっと多くの問い合わせがあったと思います。
委 員	再発防止策と言いますが、ホームページ作成会社に再委託してるわけですよね。誰がそのホームページを作って、そのキャッシュが残る状態にしたのか。そして０時に公開してしまったのか。その組織がこの再発防止策で組織内でダブルチェック体制を徹底するのか。市がするのか。委託元がするのか、委託先にさせるのか。それとも、もともとそういう作成会社に委託しないほうがよかったのか。キャッシュが残らない設定を作ってもらったのに、再発防止策として、市がチェックするって何か、それもおかしいなと思います。どういう体制なのでしょう。
説 明 者	プレミアム付き商品券については、実行委員会という組織がございまして、そちらにすべて委託しております。この実行委員会から商品券を取り扱う事業者、旅行会社なんですけど、そちらに委託しております。その旅行会社から、ホームページを作成する会社に委託という流れになっておりまして、今回のホームページの作成から公開までは、そのホームページ作成会社が、実施しておりますので、キャッシュの設定ですとかそういったものもすべてホームページの作成会社となります。 チェックについては、ホームページ会社がやっていただくしかない状況でございますので、事業者に対して、市が委託した業者が再委託する場合は、必ずチェックをするようにという指示を徹底していただくという形です。
委 員	本件は人為的ミスです。商工振興課としての再発防止策としては、徹底する、確認を行うではなくて、「させる」、「委託業者

	にちゃんとした管理をさせる」というところになると思います。
委 員	時系列の確認ですが、８時５０分に市民の方から問い合わせがあったということですが、この市民の方が操作したのは８時半以前ですか。それとも、８時３０分以降ですか。
説 明 者	以前です。
委 員	今回の件で、一般の市民の方に対する通知はされたのでしょうか。
説 明 者	１０時に間に合うように進めている中で、実際に再開したのは１０時を過ぎてしまいましたけれど、それについての周知というのは行うことができませんでした
委 員	公開までの流れですが、事象を発見して、停止をして、業者に確認して、その後に問題ないのか市で確認して公開となったのですか。どういった流れで公開までいったのでしょうか。１０時から再開が時間的に適正だったのかと思ひまして。例えばもっと案内を流して、時間は遅れますが１２時から再開するといったように十分時間を取った方が良かったのか。結果的には問題はなかったと思うのですが、何とか１０時に合うようにやったのか、それとも余裕があったのかが分からないので、発見してから業者とのやりとりの流れを説明してください。
説 明 者	８時３０分にホームページを閉じたことについては、そういった個人情報の話ではなく、単に１０時前であったということに気づいて閉じています。それが８時３０分以降に、作業をしている中で、他者情報が閲覧可能であった旨の連絡が市に８時５０分がありました。その時点では、ホームページは閉じている状態で、入力ができない状態です。委託事業者を確認しましたところ、そこからホームページのシステム会社に連絡して、キャッシュが残ってしまう設定であるということが判明しました。それを解消して、間違いないというのをすべて確認して、市にもその報告を受けて間違いないということを確認しましたので、１０時４分、フォームの入力の再開をしましたという流れとなります。
委 員	その他、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
議 長	よろしいでしょうか。

事務局	ご質問ご意見も、概ねいただきましたので、本件の審議を終了します。関係職員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。 以上で報告第1号を終了いたします。続きまして報告第2号を議題といたします。事務局より、説明をお願いいたします。 《事務局職員説明》
議長	ありがとうございました。ただいまの報告につきましてご質問ご意見はございますでしょうか。 よろしいですか。 それではご質問ご意見もないようですので、本件審議を終了いたします。 続きまして報告第3号につきまして、事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局職員説明》
議長	それでは、ご質問ご意見はいかがでしょうか。
委員	もう8月ですけれども、今年度は何か取組みは実施しましたか。
事務局	今年度は新規採用職員に対する研修を実施し、漏えい等がないようにということで意識の徹底をしております。また、点検の1回目を実施しております。
議長	他にはどうでしょう。
委員	令和5年と令和6年の点検表が添付されていますが、令和5年から令和6年で変更した点、特に重点的に追加したとか、もしあればその理由を踏まえて教えてください。
事務局	令和6年度に点検を実施するにあたって、ウェブサイト等への誤掲載を防止するためのチェック項目を変更いたしました。 また、外部委託をする場合の点検項目がございまして、先ほどの委託業者による漏えいを踏まえて、このチェックリストの項目を

		追加しております。
議	長	その他ご意見、ご質問等がありますか。
委	員	最近直接組織から漏れているということはほとんどなくて、ほとんどが委託先とかそういうところからの漏れいかと思います。先ほどから色々な方が報告にいらっしゃって、色々お話聞いてるとやはり、そういう点は知識とか認識とかに差があるような気がします。そのあたり、この点検票などを活用していただいて、なるべく平準化するようにしていただければと思います。それと、やはり今はもうほとんどの業務が外部委託ですから、どのぐらいの量を実際に委託しているのか、その辺の把握はしたことはありますか。
事	務	局
議	長	はい。個人情報を取り扱う業務を外部委託する際は、市政情報課に業務委託に関する調書の届出をさせておまして、市政情報課では届出の内容は全部把握しております。先程の件では適切に対応するよう指摘などはさせていただいております。
議	長	その他ご意見ご質問等、いかがでしょうか。
		それでは、ご意見ご質問等概ねいただいたと思われまので本件の審議を終了します。
		続きまして次第に従いまして、「3その他」についてですけれども、委員の皆様から、何かございますでしょうか。
		よろしいですか。
委	員	はい。
議	長	事務局からはどうでしょう。
事	務	局
議	長	事務局からは特にございません。
		それでは、本日の日程は終了となります。
		これをもちまして、議長の職をおろさせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。
司	会	本日は長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとう

副 会 長 司 会	ございました。それでは閉会の挨拶を鹿江副会長よりお願いできますでしょうか。 《副会長あいさつ》 どうもありがとうございました。 以上をもちまして閉会とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。
議事の顛末・概要を記載し、その他相違なきことを証するためここに署名する。 令和6年9月25日 署名者の職・氏名 会長 志村 信太郎	